

日 時：平成14年8月7日（水） 午後1時から午後2時30分まで  
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：宮本 和明 委員 浅野 孝雄 委員 木下 淑恵 委員  
山田 晴義 委員 山本 和恵 委員

司 会 ただいまから平成14年度第3回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、前葉企画部長よりあいさつを申し上げます。

前葉企画部長 一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お暑い中を本年度第3回の行政評価委員会大規模事業評価部会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今年5月に、この宮城県農業短期大学再編整備推進事業につきまして皆様方の専門的なお立場からご審議をお願いするということでございましたが、本日を含め3回の部会を開催していただきまして、本日、答申の最終案についてご審議を願うことになりました。

今回の評価は、本年4月に行政活動の評価に関する条例及びその施行規則が施行されまして以降、条例に根拠を持つという意味では全国初めての評価でございました。その仕組みといたしましては、県が作成いたします評価調書、これは条例第5条第1項の書面ということでございますけれども、これに対しまして各委員から大規模評価の八つの基準、これは規則に第17条第1項に書いてございますが、これ毎にご議論をいただきまして、評価調書において欠けている点あるいは補充すべきポイント等につきましてご指摘を答申として受けようというものでございます。したがって、皆様方にはこの事業に対します様々な視点からのご示唆をいただいているところでございまして、感謝を申し上げます。

また、今回も含めましての3回の部会以外の場合におきましても、審議の進め方あるいは答申の原案につきましてご多忙の中ご相談に応じていただいております。各回の審議の際には事務局から送らせていただいております資料を事前にご検討願うなど、大変ご負担をおかけしたことかと存じます。委員の皆様のご労苦に対しまして改めて感謝を申し上げます。

さて、本日、答申の取りまとめをいただくわけでございますけれども、これまである意味でオン・ザ・テーブルで透明性高くご審議をいただきましてご議論を、明確にわかりやすい形で行政評価委員会のご意見としてお取りまとめをいただくわけでございます。条例の第8条第1項という規定がございまして、知事は行政評価委員会の意見を自ら行う評価に適切に反映させるものとするということになっております。皆様方から頂くご意見一つ一つに対しまして、県において考え方を整理した上で評価書に書き込むと、こういうスタイルになるわけでございます。その意味で、従来の審議会において時に見られたような意見の言いつ放しとか、あるいは私どもとしては聞き放しというようなことの答申にならないような、ある意味で実

効性の高いということで、貴重なお時間を割いてご参画いただきました委員の皆様方としましても達成感のある答申ということになるのではないかと期待をいたしているわけでございます。その意味で、新しい時代の県政への有識者の皆様の参加のモデルケースとなればというようなことを期待をしているわけでございます。

私どもといたしましては、県といたしましては、委員の皆様方のご熱意をしっかり受けとめまして、県政運営の糧としていくよう県としての決意を改めて表明させていただきましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は、宮本部会長を初め5名の先生方にご出席をいただいております。定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、加藤委員、五嶋委員、林山委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

次に、お手元のマイク的使用方法についてご説明申し上げます。

発言の際には、まずマイクを立てて、次に右下のマイクスイッチをONにしているわけをいただきまして、オレンジ色のランプが点灯してからお話しをいただきたいと思っております。発言が終わりましたら、必ずマイクスイッチをOFFにいただきますようお願いいたします。ご面倒をおかけしますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより会議に入ります。

会議の議長は宮本部会長にお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

宮本部会長 それでは、これから会議に入りたいと思っております。お暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、この部会で検討しております宮城県農業短期大学の問題につきまして、知事に答申を差し上げるその最終案といえますか、今日中にその案を確定させるということでございます。よろしくお願いしたいと思います。

まず、議事録の署名委員をご指名したいと思います。お二人にお願いしたいと思います。今回は浅野副部長とそれから山本委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部会長 ありがとうございます。それでは、浅野副部長、山本委員、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございます。当会議は公開としております。

傍聴人に対してお願いがございます。傍聴に際しましては、本会議場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願い申し上げます。

また、写真撮影、それから録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

次第の3、議事でございますけれども、答申案につきましてこれから審議してまいります。

まず、お手元の答申案につきまして、取りまとめの経緯も含めまして事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、事務局の方から経緯と、それから答申案についてご説明をさせていただきます。

まず、7月18日に第2回目の部会を開催させていただき、その中で答申案に含めるべき事項についてご審議をいただきました。その後、皆さんから頂いたご意見等を踏まえながら部会長とまず事務局で調整させていただき、その内容について各先生方に個別にお伺いしてその答申案を調整させていただき、最終的には8月2日にこんな具合でどうでしょうかということで皆さんのお手元にメールでお送りしたものでございます。

今日ここにお上げたこの答申案というのは、基本的には2日にお上げた答申案でございます。ただ、1枚目をめくっていただきまして、総論の部分でこの中身がちょっと変わっております。その点についてちょっと修正させていただくということでご説明をさせていただきます。参考資料1、2というものをお渡ししておりますが、参考資料1がいわゆる修正させていただきたいという部分の資料でございます。参考資料2の方を眺めながら説明をさせていただきます。

まず、旧の事前配付案でございますが、「県が行った評価については」というふうな表現でございました。これは事務局として大変申し訳なかったんですが、資料2の黄色いマーカーをしておきましたが、「行った評価」といたしますと、下の方の条例第10条第1項の評価書、これをイメージしてしまうということ、いわゆる誤解されやすいのではないかというふうなことで、これを正確に、そしてわかりやすく表現したいということで、右側の方、いわゆるこの行った評価とは、参考資料2の上の方の条例第5条第1項、評価をしようとする場合に作る評価調書という意味であったのでございますので、そのことをはっきりとここで入れようということで、アンダーラインを引いた部分が修正したい部分でございます。

読ませていただきますと、宮城県農業短期大学再編整備推進事業についてはその意義を認めるものの、当該事業に対して県が「行う大規模事業評価」について、「県が宮城県行政評価委員会に提出した行政活動の評価に関する条例第5条1項の書面においては、」下記に掲げる事項に関する評価が不足しているものと認められます。

2段落目なんですが、この部分については一度出てきていますので、この部分を「当該書面では」というふうな形に修正させていただいて、それでもって正確に、そしてわかりやすくというふうにさせていただいてはどうかということで、修正案という形で事務局から出させていただきました。

それでは、答申案について一通りご説明をさせていただきます。

まず、かがみでございますが、連名になっています。これは、行政評価委員会条例において、知事は委員会に諮問するというふうになっています。委員会では、この諮問になった部分を部会に諮ることになっています。部会で決定したものは委員会で決定したものとすることになっています。そういうことで、委員長あてに諮問されておりますので、委員長から答える、しかし、実質審議は部会でやっているということで連名にさせていただきました。

次に、2ページでございます。先ほどご説明いたしましたように、修正された部分でもって一応ここは表示をさせていただきました。

第1段落目は、この事業についてはその意義は認めるものの、当該事業に関して県が行う云々と先ほどお話ししたとおりでございます。また、「当該書面では」という形でこれも直っております。

したがって、評価書を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について今後必要な手続を行うことを評価書に明記するとともに、その他の事項についても、部会での審議経過など、これらを踏まえた上で訂正しながら評価書に記載することを求めます。

それから、これらを今後進めるに当たっては、検討その他の措置を講じた後、改めて事業の推進に問題のないことを確認して、その結果を県民に十分に説明した上で実施することを付言します。これも変わっておりません。

「記」以下でございますが、(1)既存の調査結果等から、この事業の必要性は認められるけれども、いわゆるこれまでやった調査が6～7年経過しているものもあるので、実施に当たっては最新のニーズを把握するための調査を行うべきであるというふうなことでございます。

次に、宮城大学全体としての理念と将来への展望、さらには大学内の新学部の位置付け、意義を明確にすること。

3番目は、この事業によって新学部が宮城大学に整備されることにより、県民が享受し得る利益が何であるかを明確にすること。

4番目が、財政がひっ迫している中で、この事業の優先順位を高いとする根拠を明確にすること。

事業の手法として、PFI導入の可能性についても検討すること。

キャンパス間の学生や教員の移動、これらの検討方法・時期等を明確にすること。

この事業の効果については、新しい学部単独で見ただけの効果だけではなく、宮城大学の既存の学部との相乗効果についても効果として明示すること。

この事業の環境への影響については、自然環境だけでなく、住環境や交通などへの影響についても対応を検討すること。

現在の宮城大学及び宮城県農業短期大学の収入・支出と統合後の宮城大学の収入・支出を対比する形で、県の実質負担額が増加することを明確にすること。それから、宮城大学全体のバランスシートもできるだけ早い時期に明確にすること。

それから10番目として、あらかじめ事業全体にわたるリスクを明確にして、当該リスクについての対応策を検討すること、ということでございます。

以上でございます。

宮本部長 ありがとうございます。

もう一度確認でございますけれども、前回の2回目のこの部会で作業手順についてはご説明してご了解を得ております。この部会におきましては、すべて決定はこの部会上で行うということでございます。作業は当然効率化を図るために事務局とこの会議以外でもやっておりますけれども、最終決定はすべてこの席上で行うということを実質としてやっております。

前回の部会で確認いたしましたように、この答申原案は事務局と私の方で作成させていただきました。それを各委員の方に事務局から回っていただきましてそれに対しての修正のご意見をいただきました。それを踏まえまして8月2日に修正案を皆さんにお送りしているところでございます。先ほどご説明ありました今回の事務局からの修正案でございますが、これはあくまでも条例を正確に表現するという意味での表記上の修正というふうに私は理解しております。そういう意味では、内容を以前の案と比べて変えているというわけではございません。それを踏まえまして、

まず委員の方々にご意見をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

表現上のところで必ずしもご意見がすべて反映されているかどうかというのは難しいんですけども、最終的には私の方で取りまとめさせていただきながら、個別意見も基本的には反映するという形で作成しております。今日配っていただいておりますのは、あくまでも8月2日、事前にお送りしておりますものに先ほど説明がありました一番頭の部分ですね、その修正が加わったものというふうにご理解いただければと思います。

あと、これは基本的にはこの答申を受けて県立大学室の方でまた評価を進めていただくというような手続になるかと思えます。逆に、この答申を受けて作業を進めていただく立場から、県立大学室の菊地室長の方にこの内容でおわかりいただけるかどうか、あるいは意味不明のところがあるかどうかという意味でのご質問、あるいは場合によりましたらこの我々の部会の中で誤解があるかもわかりませんので、その点がもしあればご指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。

菊地県立大学室長 事業を推進する立場から、またこれから議会や一般県民に説明していく立場から若干コメントさせていただきます。

まず、あれ困ったなというのが第一印象でございます。全体的には3点ほど我々のイメージと異なる点がございます。

まず第1点は、条例施行規則第17条第1項各号による基準の8項目、社会経済情勢から見て必要性があるかどうかなどの8項目について言及されていないという点で、第2回会議で示された答申案のイメージと全く違っているということでございます。社会情勢から見た事業の必要性や県が事業主体であることの適切性は、どのように判断されたのだろうかという点でございます。これは、総論として答申に盛り込むようなことで第2回の審議が進められていたのではないかとこの点がまず第1点目です。

第2点は、特に記の(2)などについてですが、県民の方はこれを見たら、事業内容について十分な検討がされないまま構想を立ててそのまま実施しているような印象を与えないだろうかという心配がございまして。特に議事録の33ページに各委員の先生方の総括の部分で、ありがたい評価、プラスの評価も随分あったと思えますが、それがこの答申にはどのように反映されたんだろうかということでございます。

それから第3点は、今までの審議会とやり方が違うという点では制度上の問題ではないかとは思いますが、部会の質疑の中で理解を得られたはずだと思われることが再度指摘されているということです。ですから、先ほど評価室長が言いましたとおり評価調書に対する評価だということですが、それが県民の方々に理解してもらえるかなということが疑問として残ります。審議してもなお疑問として残すもの、課題が附帯意見として答申されるものと理解しておりまして、これが今までの審議会の普通のやり方じゃないかなという思いがあったものですから、その辺がちょっと違ったなと思えます。

個別の記の10項目について申しますと、記の(2)、(4)、(5)、(9)についてちょっとコメントさせていただきます。

記の(2)につきましては、一番肝心な部分ですが、説明が不足したなということからすれば深く反省しているところでございます。基本構想及び評価調書で説明し

たつもりでありました。

記の(4)につきましては、これも基本構想及び評価調書で言及しておりまして、県の重要政策の一つであると記載しておりましたし、また、何度も各委員会、懇話会だとか整備検討委員会、それから基本構想検討委員会、これらの提言をいただいた中で延び延びとなっていた事業であると説明させていただきました。

記の(5)につきましてはPFIですが、第2回の会議で説明したところでありまして、17年4月の開学年次を考え、また30年スパンで経費削減効果はこれくらいですよという提示をしながらPFIによる事業実施はこの件に関しては難しいと考えておりますということで説明したと思っていたわけなんです、こういう答申案であればこれ以上は予算も時間も必要といたしますが、どうすればいいのかなど、困ってしまったなというところがございます。

それから、記の(9)の前段についてですが、これは資料で提出しておりましてご理解いただいたつもりでございました。

以上であります、制度上、評価調書、議事録、答申書、さらにこれから我々が評価書として一連の流れで提示して県民の理解を得ればいいわけなんです、そこまできちっと見るのは関係者だけでありまして、一般の県民の方々、報道機関、議員の方々、これは答申書しか見ないのではないかと。答申書として完結していないものは、誤解を与える印象があるのではないかというふうに思われます。これらすべて制度上のことではあります、やはり評価制度というのは県民にわかりやすい評価制度でなければ、一般の人たちがわかる評価制度でなければ困るんじゃないかなというのが率直な感想でございます。失礼な点、言い過ぎた点もありますが、意見は意見として、これから評価書という形でもう一度整理させていただいて、インターネットなり議会なりへの報告ということで事業の推進に向けてもう一度整理し直したいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

宮本部長 　ただいまお聴きした趣旨は、この中で誤解があるかないかという点と、それからご理解いただけない表現があるかないかという点でございます、この答申に対してのご意見をお聴きしているつもりはございません。その点ではいかがでございますでしょうか。我々がこの中で、1回目、2回目でいただいたご説明に対して誤解がある、あるいは我々がここに書いております答申が理解不能であると、そういう点についてだけご発言いただければと思いますが。

菊地県立大学室長 　たしか議事録の中でプラスの評価はプラスの評価で答申に盛り込むというふうな表現があったかと思えます。ですから、評価が不足している、問題点についても明確にする必要がある、課題だけの答申でございますので、それが今回の答申のあり方だということであればそれはそれでやむを得ないとは思いますが。8項目についてきちっと判断したところが総論かどこかで欲しいなという気がいたします。

宮本部長 　8項目で対応しているというのは、この評価システム自体が条例として8項目に対応しているという意味だというふうに理解しております。それに対しての総括的な意見はこの最初の総論のところ述べているというのが私の理解ではございます。いかがでございますでしょうか、委員の方々。

菊地室長のご意見に対して、特にこの場でお答えする必要はないというふうに私

は思いますけれども、プラスの面に関しましては、当然評価書に書いてある部分は評価書に書いてある部分で、我々としてはそれを否定しているところは1カ所もございません。そこで誤りがあれば誤りがあるというふうに指摘させていただいております。だから、プラスの点はプラスの点でご準備いただきました書類のとおりだというふうに我々は解釈しているというのがその趣旨でございます。逆に、この中では7番でございますか、この中でいわゆる相乗効果、シナジー効果についてももっと考えてもいいんじゃないかというふうには書いております。

そういう意味では、あくまでも大規模事業評価部会の使命が何であるかという位置付けで我々はこの答申案をつくったつもりでございます。菊地室長の個別のご意見に対しましてこの場で発言する必要はないかと思っておりますけれども、あえて付け加えさせていただいております。

そのほか、委員の方々どうぞございましょうか。これは基本的にはといたしますが、これは我々の結論として浅野知事に答申するというところでございます。先ほど志伯さんの方からもご説明ありましたとおり、大村行政評価委員長にはこの趣旨で答申案を作成している旨は当然お伝えして、大村委員長と私の連名で答申する旨についてはご了解をいただいております。山田委員、お願いします。

山田委員 先ほどの大学室長のお話に対し少し質問させていただきたい。この答申書そのものを云々ということではなくて、確認を少しさせていただきたいんですが、記の2番目で宮城大学全体としての理念と将来への展望、新学部の位置付けについては提示したつもりだというお話だったんですが、これは答申書とあまり関係ないかもしれないけれども、それはどの立場でこの理念と将来展望をお考えになってご提示されたのか。知事なのか、それとも県立大学室なのか、それから現在ある宮城大学のいわゆる教員組織なのか。どういう経緯でこれをご検討されたかをちょっとコメントいただけるとありがたいんですが。

菊地県立大学室長 諮問しているのは知事でございますし、基本構想を受けて事業を実施しようとして評価しているのも知事でございます。提出させていただいた文案をつくっているのは補助実行者であります部長以下、県大室長、それから係でございますけれども、今までの討議の仕方、まとめ方というものは、まず第1回に懇話会というのが7年、8年にございました。このときにまず4年制化が必要だねということが出ておりました。その次に整備検討委員会的时候に、その後に宮城大学ができたものですから、じゃあ宮城大学の第3学部としてやりましょうということでした。それから、構想検討委員会の中で13年度に実際の最終的な構想を練ったのは10人の委員でございますけれども、農学部の先生方だとか一の蔵の社長さんだとか、あと生産法人をやっている会社の方とか、そういう方々も含めて構想検討委員会をやっておりますけれども、その作業部会に宮城大学の先生方、それから短大の先生方、入っております。ですから、短大、宮城大学の先生方は、個人の資格でも入っておりますけれども大学の意見をまとめながら入ってきております。ですから、我々が考えられる機関、職員、教員、総動員で構想を打ち立ててきたと、そういう自負はしております。ただ、説明したのは私と、それから調書をつくったのは県大室ということになりますけれども、そういう背景のもとで今まで討議されてきて評価調書をつくったということでございます。

山田委員　じゃあ再確認ですけれども、これは宮城大学の学長以下、教員組織も一応了解されてこのお考えを出したということですか。

菊地県立大学室長　全員とはいかないと思います。それぞれ.....

山田委員　責任ある立場の方が。

菊地県立大学室長　はい、立場が違う方、考え方が違う方はございますので全員というわけにはいきませんが、考えられる職員、教員はすべて参加していただいたというふうに考えております。

山田委員　わかりました。

宮本部長　そのほかいかがでございましょうか。山本委員、お願いします。

山本委員　室長のおっしゃることを一旦頭に入れて考えますと、今回書かれています答申の文章の最後の文章が「認められます」「認められます」「求めます」「附言します」ということですので、もしかすると、この会議でもって「である」というような結論を示すような文章が一つ要ることなのかなと。「何々ということである」。ただし、それについては「このような欠けている点が認められる」というような一段落置くと理解していただけるのかなというふうに思ったんですが、そういうことではないのでしょうか。

菊地県立大学室長　前回の議事録の4ページ、その肝心な部分を読みたいと思いますが、「例えば答申書のイメージの中で1番が総論といいますか、結論でございます。どういう形の結論になるかというのは今日の審議次第でございますが、全体に対する総合的な答申の内容を1番で語り、それが出てきた根拠を、規則にもあります1から8までの項目について根拠を述べていく」、そういうふうなスタイルで答申するという、前回答申のイメージが出ていたと思いますが、そういうイメージでつくられるものだと思っていました。

といいますのは、今までのやり方でありまして企画部と事業主体とが答申書のできるまですり合わせをするんですが、今回はそれをしなかった、今回からはしないということでございますので、企画部と部長さんの中で答申書をつくられたということで、事前には我々見ておりません。そういう意味で「あれ」という、第2回の議事録とはちょっと違うスタイルじゃないかなというふうに感じたところでございます。

宮本部長　あくまでも作業手順はこの前の部会でご説明したとおりの作業手順をとらせていただいております。

志伯行政評価室長　今お話があるのは、こういう形で、記、1番、あと。ただ、今回の場合はこれを別紙にしてこれとこれの一つにしたいだけの話です。



宮本部長 だから、前回ここで決めたことと、大きくといいますか、基本的なところで変えているところは全くないというふうに理解しております。浅野副部長、お願いします。

浅野副部長 実は議事の進め方なんですけれども、この案について室長から今ご意見を伺ったということなんですけれども、ただ、それ以上に、室長とこちらとの関係というか、考え方の違いを調整したり意見交換していくということの必要があるのかどうかだと思うんです。私は、室長の考え方はともかくとして、この委員会での役割というのは、今までされたその評価をこの委員会でどういうふうに見るか、どう見るべきか、不足なものがあるか、それを17条に基づいて一つ一つ検討していくというのが役割だと思うんです。そういうことで今まで続けてきたと思うんですけれども、その中で県の現時点での評価を委員会として見るとこういろいろなまだ問題点がある、不足している面がある、検討していただきたいことがあるというのがこのまとめだと思うんです。だから、あえてそのまとめたものをどうこうしていくことが必要なのかどうかということを経議を進める上で検討していただけないかと。

宮本部長 今回はあくまでも、間違いだとか理解できないものを答申として出した場合は答申の意味がありませんので、その点だけ確認させていただくという趣旨でお聴きしております。これに対する感想だとかご意見をお聴きするつもりは全く持ってありません。

それと、この部会の立場とすれば、あくまでもここでご説明いただいた内容に対して不足点、あるいはつけ足していただきたい点、あるいは疑問がある点について指摘させていただくというのが使命だというふうに考えております。ですから、この部会以外の場でご説明を受けたとしても、それは基本的には意味がないわけです。あくまでも公開制、透明性という形になれば、ここを出していただく資料のもとに我々は判断し、そしてそれに対してコメントさせていただくということが基本的立場でありますし、そういう手続をするというふうに前回もこの答申案をまとめる段階でこの部会として、私の方からご提案し、ご了承いただいたと理解しております。ですから、この段階で県立大学室のご了解をいただくとかがご意見をいただくというのは本来の趣旨ではないというふうに思っておりますが、あくまでも間違った答申をしてはいけないということで、その確認という意味でお聴きしたということでございます。山田委員、お願いします。

山田委員 今、部会長言われたとおりで、先ほど大学室長からお話はあったかと思っておりますけれども、やはり記の(2)に対してもご説明のあった内容ではこの記述のとおり不十分だというふうに私も思っておりますので、この答申の方向で結構だと思います。

それから、記の(5)のPFIにつきましても、いただきました資料ではこれ自体PFIの検討ではありませんので、やはりこの記述で適当であるというふうに私は思います。以上です。

宮本部長 一応8項目の具体的な関連は、括弧の中の第何号関連ということで明記をしているわけです。10番目だけがいわゆる八つの項目に該当しませんので括弧の中がな

いということでございます。これにつきましても、それ以外のことで指摘すべき点があればつけ加えさせていただくという方針を前回この部会でご了承いただいております。

いかがでしょうか、この答申といたしまして、先ほどの大学室長のお話もでございますけれども、それをお考えいただいてもいいかとは思いますが、基本的には我々の前回までのここで行った議論をまとめたものであるかどうかということが非常に重要な視点だというふうに思います。

菊地室長にお尋ねいたしますが、この中で表現上の誤りだとかそういうことはございませんか。前回の議事録の解釈というのはさておきでございますけれども。

菊地県立大学室長 表現上の誤りはございません。

ただ、第1回、第2回で質疑して理解を得られたと思うものがそのままやはり、先ほど評価室長が説明しましたとおり評価調書に対する答申だということであれば、今までの質疑の内容からこれから我々が作る評価書を作成しなければならないんですが、普通の人たちはそれでわかるのかなというのが。例えば先ほど部会長がおっしゃいましたとおり、括弧つきで第何号とはございます。ただ第何号というのを、それぞれホームページで見た一般の県民の方々が「この第何号って何だ」とそれから条例にもう1回立ち返るだとか、そういうことはしないと思うんです。ですから、経済情勢から見て必要であるかどうかについてはこういうふうな検討がされてこれが不足しているだとか、事業主体が県であることについては適切であるかどうか判断してこれが不足しているだとか、前回の答申のイメージというのはそういう形になっているかと思っていたんです。前回配られている答申のイメージというのはそうなんです。ですから、そのとおり出てくるのかなと思っていたんです。

総括的な評価が、意義は認めるもののというだけなのかな……、「その意義は認めるものの」だけになってしまったのかなという気がします。

宮本部会長 答申はこれ以上でもこれ以下でもないというのが、基本的な私の理解でございます。逆にこれだけの資料で、前は私の方で両極端で結論的になっていますが、この事業の実施中止等にかかわる結論的なことを申したかもわかりませんが、その結論が出せないというところで、こういう表現になっているというふうにご理解いただければと思います。

志伯行政評価室長 今、大学室長の方から括弧書きで規則第17条第1号関連、第2号関連というふうなことではわかりにくいのではないかというふうなご指摘がございました。こういうことが適切かどうかわかりませんが、例えば第1号というのは事業が社会情勢から見て必要であることとか、第2号が県が事業主体であることが適切であることとかということが8項目あるんですが、それを、こういうことが適切かどうかわかりませんが、いわゆる規則第17条第1号とはこういうことです、第2号とはこういうことですここに付記するということは余りにも今度はわかりにくくなるでしょうか。

宮本部会長 今のお話は表現上の問題というふうに理解できます。

志伯行政評価室長 はい、そうです。

宮本部長 もう一つは、これをどういうふうに県民の方々に開示するのかということにも関わってくると思います。当然これはこれなりにそのまま載せていただくことにはなるとは思います。県の方ではこういうものだけじゃなくてわかりやすくご説明いただくような形の二つの様式をご用意いただいているというふうに私は理解しております。逆に言えば、これの解説編の中に、第1についてはこういうことについての評価になっていますというような形の8項目についての解説版をご用意いただきながらこれと対応させていただくという表現があるかもわかりませんし、一々対応をとるといようなことは難しいということになれば、これに対して追加的に色を変えてホームページ上は補足説明ということで入れていただくことは十分必要なことじゃないかというふうに思います。いかがでございましょうか。これは基本的にはホームページ上でしか公開しないんですか。

志伯行政評価室長 ホームページですね。それから、ここに県政情報センターというのがあります。それから、各地方県事務所等に県政情報コーナーというものがございまして。そういうところに配付して開示しております。その中に、今先生からお話があったように、解説というか説明と申しますか、それでこの中の第17条第1項第1号というのはこういうことかということ、いわゆるこれから離れた部分でと申しますか、説明する部分で触れることは可能かと思っております。

宮本部長 そこについては、やはり県民の方に理解していただかなければ意味はございませんので、まずはこれ自身は知事に対する答申ではございますけれども、県民の方々にご理解いただくために表現上の工夫は事務局の方でお願いしたいと思っております。

それ以外に、この答申案につきましていかがでしょうか。答申案に今のような形の冗長な表現と申しますか、そこまでつけ加えればかえってわかりにくくなるという話と、それから、答申案自体に完全に補足説明をつけ加えるという話と二つ案はあり得ると思っておりますけれども、ご意見いただければと思っております。山本委員、お願いします。

山本委員 この委員会として、「この評価の調書が適当であるかどうか」とか、「判断が不能であった」とかといったような事実と申しますか、そういう記述をここに載せるべきなのかどうかということがあるのかなと思うんです。要するに、「判断をこの部会ではしなかったのか」、「するだけの資料がなかったということを指摘するにとどめる」のか、それとも、「判断した結果概ねよしなのであるけれどもこの部分が不足している」という言い方になるのか、そのニュアンスが伝わっていないということなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

宮本部長 この点についてどういうふうにお考えいただけますでしょうか。この文意自体は、下記の評価項目と申しますか、評価が不足をしているということをご指摘しております。意義はそれなりにあるかもわからないがということではございますが、評価が不足しているということをご指摘しております。いかがでしょうか。副部長、お願いします。

浅野副部長 この表現で、「その意義は認めるものの」というふうには書いてあるけれども、全体として見るとやはり消極的というか、そう積極的に評価しているとは見られないというふうにとられると困るのでという趣旨ですか。

山本委員 そうですね。

浅野副部長 だからもう少しその有益性というものを強調した方がいいんじゃないかという、そういう……

山本委員 我々の立場をはっきりさせないといけないのかなと思ったんです。つまり、この委員会では判断ができないと判断をしたのか、判断はしたんだけども足りない部分があるという言い方にしたのか、その部分をはっきりしないのかもしれないなと思ったんです。皆さんの合意がどの辺で得られているのかというのが私も実感としてちょっとつかんでいない部分がありまして。つまり、判断しなかったというのかどうかという点かと思うんですが。

浅野副部長 そここのところにやはり菊地さんの疑問というか……

菊地県立大学室長 そもそも大規模事業評価があるということで基本設計を半年遅らせているわけです。予算化できない、それから設置準備委員会もまだ報酬なども、設置準備委員会も組織化できていないんです。それで大規模事業評価で、我々、ゴーサイン、ゴーサインと言ってきているんですけども、普通の言葉で、ゴーサインが出たのか出ていないのかというのがわからないと、議会にも説明できませんし予算担当の方にも補正の手続がとれない。それがその総論の部分でどういう評価なのかなと、どういう判断なのかと。

宮本部長 部長、お願いします。

前葉企画部長 その点については、評価条例を所管する部局として事業担当部局には再三説明をしておりますけれども、なかなか今までの過去の評価制度、要綱に基づく、その以前の評価制度でやっていた大規模事業評価のイメージが強いものですから、常にこういうやりとりを、きょう一端をお見せしてしまいましたけれども、四六時中、事業担当部局と評価部局はやっておりました。

評価部局として条例を所管する立場からご説明を申し上げますと、お手元の参考資料2の2枚目に条例をおつけしております。まず、これはごあいさつの中で申し上げましたけれども、第4条でございますが、知事は自ら評価を行うと、こういうふうに書いてございます。その2号に、この今回お願いしております事業着手する前に大規模な事業について評価を行うと、こういうものでございます。その5条以下は「評価を行うに当たっては」という表現になっております。すなわち、評価を行う過程においてこのような手続をとりなさいというのが条例の趣旨でございます。第5条が、その評価を行うに当たってこの書面を作成する、その書面は施策事業の概要でありますとか、県民生活・社会経済に対する効果、その他の当該評価に係る事項を記載した書面を作成しなければならないと、こういうことになっていま

す。当該書面は、作成した後は速やかに公表するということになっております。したがって、第5条第1項の書面は、諮問をした時点で確定しておりまして、それは足したり引いたりできないものでございます。

今度は、行政評価委員会はどういうお立場になるかということについては、裏面をご覧くださいまして、第8条に評価委員会の意見の聴取という欄がございます。知事はこの評価を行うに当たって行政評価委員会の意見を聴き、その意見を当該評価に適切に反映させるものとするということでございます。したがって行政評価委員会は、その第2項で委員会の意見を聴く場合においては、委員会に対し、第5条第1項及び前条第2項及び次条第2項の書面その他審議に必要な書面を提出するとなっております。したがって、第5条第1項の書面の提出を県としてはしているわけでございますので、委員会はその書面がどうであるかということをご答申としていただければいいと、こういう論理的な帰結になっております。

なお、その後でございますけれども、第10条がございますが、これは知事はその評価を行ったときは評価書を作成しなければならないということで、ここは「行った」というふうに過去形になっております。したがって私どもの県の立場は、評価委員会の意見は行うに当たっていただいておりますので、まだ評価が完了しておりません。そして、この後手続としては、委員会の意見を答申という形でいただき、それを評価に適切に反映させて評価を行うという行為をするわけでございます。

以上のことから、当委員会からいただくご意見としては、現時点では当委員会にお出ししていただいている書面に対して、そこにどういうものが欠けているとか、あるいはどういうことについても評価のポイントを加えなさいというようなことをいただければ、それが必要十分なものでございまして、この後は私どもの知事がその評価委員会の意見をまさに自ら行う評価に適切に反映させていくということに相なるわけでございます。

したがって、今の議論のポイントで、この意義は認めるものの下記に掲げる事項について評価が不足しているということにつきましては、私ども評価条例担当部局としては、「意義は認めるものの」というところは、極端な話必ずしも必要でない記述ではないかというふうに思っておりますが、そこはこの審議の経緯において、意義は認めるけれどもこの書面はまだここが足りないよというふうに言っていたかというご結論に当委員会で行われたというふうな理解をいたしまして、この答申案で評価担当部局としては必要十分なものというふうに理解をします。このような状況になっております。以上、ご説明申し上げます。

宮本部長 ありがとうございます。今、前葉企画部長からご説明ありましたとおり条例に従っての部会でございますので、この部会としてのミッションは果たしているというふうに理解できると思います。

いかがでしょうか。

浅野副部長 さっき2点が問題になっていたと思うんです。一つは手続上の問題と、あと内容としてこれは十分なのか足りないのかということだと思うんですけれども、一つの手続の件については、今説明ありましたとおりこれはもう知事にこのまま答申すればいいんであって、あとは公開するのかがどうかはよくわかりませんが、それは県でしていただいて、もし公開する上にこのままでは県民に十分意が伝わらない

というのであれば、それはそれなりに解説をつけるなり注釈をつけるなりしていたければそれはそれでいいと思うんです。

それからあともう一つの問題は、これを積極的に評価したのか消極的に評価したのかということですが、それはどうすればいいんでしょうね。私の考え方としては、これはこれでその意義を認めるという言葉が答申として意味があるのかどうかというのを今説明ありましたけれども、それはともかくとして、私は今までの意見では全体としては積極的に...、積極的にいってもその程度がありますけれども、どちらかというプラスの面で評価されたのではないかというふうに私自身は感想を持っています。ただその上で、実際、再度正式に評価していただく際にはこういう点がある問題があるのでということで問題点を指摘したと。だから、今度正式に評価する段階でそのところを検討していただければいいということであって、ですから答申としてはこれでよろしいんじゃないかというふうに私は思います。

宮本部長 基本的には、評価が十分かどうかというのをまず我々が調べなければいけないというのがこのミッションなんです。その個々の評価の中において十分だったかどうかと。特にあくまでもこの場に出てきた資料が十分だったかどうかであるに関してコメントを上げているということでございます。そのコメントで基本的にはその資料が十分でないところがこれだけありますよ、ということをしているわけであって、そのもとにおいて、極めてポジティブ、極めてネガティブというような表現は今のところとれないというふうに我々としては表現した方がいいと思います。でないとミスリーディングになると思います。あくまでも、ここに書いていますとおり、ここに挙げていただいている不明確な項目に対しまして十分に県民に説明してくださいということをしているわけですね。それがちゃんと県民に対して説得力のある説明がなされるならば当然進めていただくことになりまして、そうじゃなかったらそうじゃないという結論もあり得るわけなので、その次の評価が出ない前に先の結論をここで議論するというのは、今の段階ではこの答申の趣旨には合わないというふうに私は考えております。いかがでございましょうか。

浅野副部長 県民の意見をというふうに今言われましたけれども、この答申はこの部会での答申であって、県民の意見を問うか問わないか、どこまで問うかというのはまた別の問題じゃないかと。要するに、ここではこの部会として答申を出せば、あとは知事がこれをどこまで採用するか採用しないのか、これを見て事業を実施するかしないのか、それだけだと思うんです。だからそのための資料を与えるというか、評価というか、その書面を、こちらで検討した結果をこうなんだという意見を出してやればそれでいいんじゃないかというのが条例の解釈じゃないかと思うんです。だから、市民がとか県民がわかりやすくというのはちょっと次元が違うのかなと思うんです。

宮本部長 ご説明が悪かったと思いますが、これだけでは十分な説明になっていないということであって、県民がそれをちゃんと理解できる説明がなされているかどうかということで我々は出していただいた資料を評価しているわけですね。だから、県民の理解というのは当然得なければだめなわけですが、それは次のステップであるんですが、それに対する材料として我々は十分とは考えていませんよ、というこ

とをここで表明しているというふうに私は理解しております。それは私の理解でございまして、もし委員の方々が別のご判断があれば遠慮なく言っていただければと思います。

菊地県立大学室長 一つだけ確認させていただいていいですか。

議事録に出ていることだからそれで済むんですが、報道の方々いらっしゃいますので、前回の議事の総括の部分だけでももし読ませていただければ、答申内容に出ていなくてもこの部会はそれぞれの先生方はこういう判断をしたんだということがわかっていいんですが、それもなければ、多分明日の記事、どういうふうにかいたらいいのかなと迷っているんじゃないかと思うんですけども。

私は、前回の総括ではそれぞれの先生方から比較的プラスの評価を頂いたというふうに考えております。それは議事録にも載っていますけれども、その部分が記載されていないということでございますので、部会の先生方が全体的に概ね評価できるだとか、現状の中で可能なように大学を存続させていくということであればそれなりに理解することは可能であるとか、この状況にあってはこの事業を進めていくことが適当と私は考えていますとか、印象としてはこういう機能を持った大学が設置されることは私はよいと思うんですが、あってもいいと思うんですと、そういう総論の部分があるんです。それで、なおかつ評価足りないよというのはいろいろありましたし、それがこのまま載っているんですが、その総論部分、確かなので。

山田委員 別に反論するつもりはないんですけども、今言われたことは十分「その意義は認めるものの」という範囲に入っていると思うんです。しかしながら、やはり今までの部会長発言あるいはここで表現されているとおり、こういったものが足りないから十分判断はできないし、こういった検討を経なければそこら辺については確信ができないという意見がほとんどだろうと思ひまして、今の室長のお話は基本的には「意義は認めるものの」という表現そのものだと思うんです。

宮本部会長 先ほどの前葉企画部長のお話によれば、その部分は実はこの部会のミッションからはひょっとしたら逸脱しているかもわからないがというような解釈もあるというふうに思います。あくまでも全てがいい・全てが悪いというような結論を出しているわけじゃないということだけは明確でございまして、逆に言えば、全ての評価が適切に行われているというふうな判断になればもっと結論的な話に踏み込んで記述できたのかもわからないということではございます。

では、そろそろまとめていきたいと思ひます。今までのお話では、この答申案につきまして具体的に修正というご意見はいただけていないというふうに私は判断しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。木下委員、よろしいでしょうか。山田委員、よろしいでしょうか。浅野副部会長、よろしいでしょうか。山本委員、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部会長 それでは、この案をとらせていただきまして、後ほど、本日予定していただいていると思ひますが、浅野知事に私から答申させていただきますので、どうもありが

とうございました。

本来ならばこの場で修正があるというふうに考えておりましたので、進行の確認をします。次に移ります。次の段階といたしましてはもう一つございまして、この答申には、先ほど菊地室長も気になさっておられましたけれども、いろんな審議過程の中でこの結論が出てきております。その審議過程を明確にするという意味で、この別添の「審議過程」という資料をつけさせていただきたいというふうに考えております。ですから、この答申とそれに別添のこの「審議過程」でございます。これはかがみ、一番上の紙にも「なお、審議の過程については、別添「審議過程」のとおりです」というふうに書いてございます。

そこで、1件だけお諮りしたいことがございます。この別添の「審議過程」という束でございますけれども、ここの中で第1回目の部会、第2回目の部会ということで、この中では左の方に評価調書がありまして、左から2番目が第1回目で各委員から出していただきました意見だとか質問でございます。右の方が第2回目の部会におきます回答とそれからそれに対する発言の趣旨でございます。ここで、括弧して発言者の名前が明記されております。この点に関してです、こういう資料が、今まで名前がついてあまり正式文書として出たことがないということと、各委員の方々にもこういう形で出ますよという事前の了解をいただいております。ですから、この括弧の中のお名前を残していいものか、あるいは削除した方がいいものかということでございます。ただし、ご存知のとおりこの部会での全ての議事録はそのままの形でホームページに載っておりますので、たどればどなたが発言をされたのかというのはそちらの方でも公開されているという形でございます。この点についてご意見をいただければと思います。必ずしも個人のご意見というよりは代表されてご発言いただいた場合もございまして、個人のお名前だけ載せるというのもそういう意味では適切でない場合もあるかと思っております。ご遠慮なくご発言いただければと思います。ある意味ではたまたま代表してご発言いただいたという形というふうにも理解できます。山田委員、お願いします。

山田委員 別に自分の名前が掲載されても一向に構わないと思いますが、今、部会長からお話があったように、どなたかのご発言を借りて繰り返しもう一度申し上げたところもありますので、そういった意味では名前は表記しない方が正確なのかなという印象も持ちますので、不必要かとは思いますが。ただ、載せるということであれば一向に私自身は構いませんというところでは。

宮本部会長 今のようなご意見をいただいております。その他いかがでございましょうか。木下委員、お願いします。

木下委員 私も、私個人のことにいえば今のところ差しつかえございません。各委員の方に発言の記録については確認をとっているわけですので、そこで差しつかえのある方はそれなりの対応をすればよろしいかと思っております。

宮本部会長 いかがでございましょうか。（「部会長に一任します」の声あり）

先ほど山田委員もおっしゃいましたけれども、たまたま流れから名前がついてしまったということもある箇所は多いと思っておりますけれども、逆に代表で名前が載っ



ているというふうにも理解はできるかとは思いますが。特にここで名前を消すというよりは名前があった方が透明性があるといいかなとは思っています。しかし、基本的な方針といたしましては、これは事前に了解いただいておりますので、もし差しつかえがある方がいらっしゃればといいますか、そういうご意見があれば削除するというのもやぶさかでないというふうに思っております。実はこれよりは議事録の方が直接的に表現が入っておりますので、そちらは公開されていてこちらは公開されないというのがかえっておかしな話かなというふうにも思いますけれども。山本委員、いかがですか。

山本委員 議事録の方は名前が載っているというのは当然なんですけれども、やはり今回これはまとめられた形で、いろいろなものを削った上で出されている文章ですので、その文章について名前が必ずしもついていなくても、会の総論としてこのような意見が並んでいるというような事実の方が大切かと思っておりますので、私は名前がない方が正確なような気がいたします。

宮本部長 ありがとうございます。いかがでございますでしょうか。今のご指摘も確かに、これは一字一句といいますか、発言修正といいますか前後関係とかそういうところがちょっと飛んでいる可能性が確かにあるわけですね。議事録の中では全部の流れがありますので、どういう流れからその発言が出てきたのかというのはご理解いただけるかと思いますが、これは項目毎に分けていただいておりますので、かえって別々に飛んでしまってミスリーディングなところがないとはいえないかもわかりません。

浅野副部長 私はどちらでも構いませんけれども、今山本さんが言われたように、これはまとめてありますので場合によっては必ずしも趣旨が伝わっていない面もあるかもしれませんがということと、それから、知事に対する答申のための資料だとすれば、何もだれが何を言ったというのは特別指示することはないので、削るというのであれば削って構わないのではないかというふうに思います。議事録は公開されていることですし。

宮本部長 それでは、各委員の皆様方は責任を持ってご発言いただいておりますし、それについては、議事録の中で、名前つきでホームページには公開されております。そういう趣旨ということと、もう一つは、今各委員からご指摘ありましたように、場合によればこの流れで個別の名前を出す必然性は逆にはないかもわからないというご指摘でございます。以上から、これにつきましては名前を削除して答申案に添付させていただきますたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

宮本部長 ありがとうございました。

事務局 確認なんですけど、今日の3時からこれを答申するに当たって、ここの具体的な部分で二重丸が第3回での発言ですという形で入れると、今日の部分も入らないと完全なものとはならないと思っております、そこで、今日答申する時のいわゆる別

添は第2回目までにさせていただきまして、第3回目については追加して送付させていただきたいというふうに、先生方よろしいでしょうか。

宮本部長 今回の点につきましてはよろしいでしょうか。今から1時間以内に3回目を全部入れるということは技術的に難しいものですから、そのような対処をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、今の「案」が取れまして答申と、それから審議経過につきまして、皆様方のご判断をいただきました。先ほど志伯室長からもご説明ありましたとおり、今日の午後3時でございますか、私の方から浅野知事に答申させていただきます。今回の農短大に関します答申内容が確定いたしましたけれども、委員の皆様方でこの評価に関しまして他に何か全般的なご意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。今回の評価は今日の会合で終わりという形になります。特にございませんでしょうか。もし何かございましたら、私あるいは事務局にご連絡いただければ、これから予定、私もわかっておりませんが、今年度か来年度かになるかわかりませんが、この部会の審議の中にまた反映していただけたらと思います。もしご意見がありましたら忘れないうちにご一報いただければ非常にありがたいと思います。

それでは、今回は3回にわたりますご審議、大変ありがとうございました。今回のこの案件に関します審議はこれまでにさせていただきと思います。

それでは、次第の中でその他ということがございます。その他につきまして事務局から何かございますでしょうか。

事務局 それでは、事務局の方から2点ほどお知らせがございます。

まず第1点でございますけれども、今、部長がおっしゃいました今後の予定でございます。現在、私どもの方で県庁内に大規模事業評価に付ける必要のある事業があるかどうか照会をいたしておりますが、現時点で明確に年度内に評価を要する事業というのは出てきていない状況でございます。ただ、緊急的にまた事業が出てくる場合もございますので、その際にはまた事前にご連絡をとらせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思っております。それが1点目です。

それから2点目でございますけれども、今回の部会の審議、本日で最後ということでございますけれども、今後、議事録の確認、それから先ほどの答申案の後ろの審議経過の内容につきましてご確認をお願いを申し上げたいと思っております。その節にはよろしくお願ひをしたいと思っております。以上2点でございました。

宮本部長 そのようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと少し議事録の確認をよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で今回の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして平成14年度第3回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。